

# 高知県リハビリテーション研究会 定 款

## 第1章 名称及び事務局

第1条 本会は高知県リハビリテーション研究会と称す。

第2条 本会の事務局は高知県社会福祉協議会に置く。

## 第2章 目的

第3条 本会は地域リハビリテーションの理念に基づき、高知県下の保健・医療・福祉の向上に寄与することを目的とする。

2 地域リハビリテーションとは、障害のある子供や成人・高齢者とその家族が、住み慣れたところで、一生安全に、その人らしくいきいきとした生活ができるよう、保健・医療・福祉・介護及び地域住民を含め生活にかかわるあらゆる人々や機関・組織がリハビリテーションの立場から協力し合って行なう活動のすべてを言う。（「日本リハビリテーション病院・施設協会」の定義より）

## 第3章 事業

第4条 本会は前条の目的のため、次の事業を行う。

- (1) 高知県のリハビリテーションの普及、啓発活動に関する事業（年1回の定期的な高知県リハビリテーション研究大会の開催等）
- (2) 地域のリハビリテーションのシステムに関する研究事業
- (3) 広報啓発事業（ホームページの更新等）
- (4) その他、本会の目的達成のために必要な諸事業

## 第4章 会員

第5条 本会の会員は、正会員、賛助会員とする。

- (1) 正会員は、本会の目的、趣旨に賛同した個人とする。
- (2) 賛助会員は、本会の目的、趣旨に賛同した法人及び団体とする。

第6条 本会に入会しようとする者は正会員、賛助会員として所定の手続きを経なければならない。

第7条 正会員が次の各号に該当するときは退会とする。

- (1) 本人から退会の申し入れがあったとき
- (2) 会費を2年間滞納したとき

第8条 会員は次に定める会費を納入しなければならない。

- (1) 正会員 3,000円
- (2) 賛助会員 一口 10,000円

## 第5章 役員

第9条 本会に次の役員を置く。

- (1) 会長 1名
- (2) 副会長 若干名
- (3) 理事 若干名（会長、副会長を含む）
- (4) 監事 2名

第10条 役員を選任

- (1) 理事及び監事は、総会において正会員の中から選任する。
- (2) 会長、副会長は、理事会において理事の中から互選する。

第11条 役員の職務

- (1) 会長は、本会を代表し、会務を総理する。
- (2) 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときは、その職務を代行する。
- (3) 理事は、会長の指示を受けて、会務及び日常業務を処理する。
- (4) 監事は、本会の収支会計を監査する。

第12条 役員任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定期総会の終結の時まで2年とし、再任を妨げない。

2 補充により選任された役員任期は、前任者の残任期間とする。

## 第6章 顧問

第13条 本会に顧問をおくことができる。

- (1) 顧問は本会に功労のあった者又は学識経験者の中から理事会の議を経て会長が委嘱する。
- (2) 顧問は会長の諮問に応ずるほか、会議に出席して意見を述べることができる。

## 第7章 委員会

第14条

- (1) 会長は、事業達成のために必要な委員会を理事会の議を経て設置することができる。
- (2) 委員会は会長から委嘱された事項を処理する。

## 第8章 会議

第15条 会議は、総会、理事会、理事定例会、顧問会、各種委員会とする。

第16条 総会は、定期総会及び臨時総会とし、正会員で構成する。

(1) 定期総会は毎年1回、臨時総会は必要ある場合に会長が招集する。

(2) 正会員の2/3以上から会議の目的たる事項を示し、臨時総会招集の要求があったときは、会長は30日以内にこれを招集しなければならない。

(3) 総会の議長は、その都度選出する。

第17条 理事会は、理事で構成し、本会の業務執行全般について協議する。

2 理事会は必要ある場合に、会長が招集し、会長がその議長になる。

第17条の2 理事定例会は、理事で構成し、理事会の議決事項及び総会に付議する事項を除き、本会の業務執行について協議する。

2 理事定例会は必要ある場合に、会長が招集し、会長がその議長になる。

3 理事定例会は正会員も出席できることとし、理事の求めに応じて意見を述べることができる。

第18条 顧問会は必要ある場合に会長が招集し、会長がその議長になる。

第19条 各種委員会の委員長は理事が兼務するものとし、会長が委嘱する。

第20条 総会及び理事会は、次の要件を満たす出席がなければ、これを開会することができない。

(1) 総会 正会員の1/3以上

(2) 理事会 理事の過半数

第21条 会議の議事は、出席者の過半数の同意をもってこれを決する。可否同数のときは議長がこれを決する。

第22条 会議に出席出来ない正会員または役員は、あらかじめ書面等による表決を行うことができる。また、他の正会員または役員に表決を委任することができる。

## 第9章 資産及び会計

第23条 本会の経費は、次の各号をもって充てる。

(1) 会費

(2) 寄付金品

(3) 事業に伴う収入

(4) その他の収入

第24条 資産は理事会の議を経て会長が管理する。

第 25 条 事業報告及び決算並びに事業計画及び予算については、理事会の議を経て、総会の議決を得るものとする。

第 26 条 事業年度は、毎年 4 月 1 日に始まり、翌年の 3 月 31 日に終わる。

## 第 10 章 定款の変更

第 27 条 定款の変更は総会において、出席者の 4 分の 3 以上の同意を得なければならない。

## 第 11 章 雑 則

第 28 条 本定款施行にあたり必要な細則は理事会の議を得て会長が定める。

### 附 則

- 1 この定款は平成 5 年 9 月 11 日から施行する。
- 2 平成 8 年 5 月 18 日一部改正施行
- 3 平成 23 年 6 月 12 日一部改正施行
- 4 令和元(2019)年 11 月 3 日一部改正施行
- 5 令和 3 (2021)年 11 月 14 日 第 22 条 改正施行